

犯罪被害者等早期援助団体について

都道府県公安委員会が指定する、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められた非営利法人は、犯罪被害者等早期援助団体として、次の事業を行います。

- (1) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害等に関する相談
- (3) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- (4) 物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助 等

なお、(2)、(4)の事業を適正に行うために必要な場合、警察本部長等は早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができます。



大阪被害者支援アドボカシーセンター
キャラクター

大阪府内では、平成20年9月に

認定NPO法人 **大阪被害者支援アドボカシーセンター** が指定されています。同センターでは、電話や面接による相談のほか、警察署や裁判所への付添支援や裁判の代理傍聴などの支援を行っています。



相談電話 **06-6774-6365**



相談



付添い